

石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程

制定 平成29年 3月24日 農研第2423号
一部改正 令和 7年 4月 1日 農研第 647号

(目的)

第1条 この規程は、石川県農林総合研究センター（以下「センター」という。）における競争的資金等の取扱について、法令、条例、「石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

(組織の責任体制)

第3条 競争的資金等の適切な運営・管理を行うため、次に掲げる責任者を置きその責任の範囲と権限を定め、これを公表する。

1 最高管理責任者

センター全体の研究費の運営・管理について統括し、最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、センター所長をもって充てる。

2 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理、不正使用の防止等についてセンターを統括する実質的な責任と権限を有する者とし、センター管理部長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者

センター内の各試験場における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者とし、農業試験場においては総合研究推進部長、畜産試験場及び林業試験場においては場長をもって充てる。

4 コンプライアンス副推進責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐する者とし、各試験場等における副場長及び企画調整室長をもって充てる。

5 不正防止計画推進部署

農業試験場企画調整室は、競争的資金等を適正に管理し、不正の発生を防止するための「不正防止計画」の推進、とりまとめを行い、センターにおける不正防止に関する取組をセンター内外に情報発信するものとする。

6 内部監査実施部署

管理部総務課は、センター所長の直轄する内部監査部署として、不正防止計画推進部署と連携し、県監査委員会の定期監査、行政監査、決算審査等の結果等を踏まえて、センターの実態に即した不正発生要因の分析を行うとともに、それらを反映した内部監査計画策定し、内部監査を実施するものとする。

(競争的資金の運営・管理)

第4条 競争的資金等の運営・管理に係る事務処理手続きについては、競争的資金等の定める諸規程及び石川県財務規則（昭和38年12月31日規則第67号）、石川県処務規

程（昭和 33 年 6 月 1 日訓令甲第 9 号）及び関連規程に基づき、適正に処理するものとする。

（関係者の意識向上）

第 5 条 統括管理責任者は、要綱第 6 条に定める研修会の開催にあたり、その受講状況及び受講者の理解度について把握するものとする。

2 センター所長は、物品の購入、役務の提供等、一定の取引実績のある業者等に対して、別紙様式 1 により、誓約書の提出を求め、不正防止に努めるものとする。

（調査の報告）

第 6 条 最高管理責任者は、不正行為等の告発を受付し、要綱第 1 2 条により調査の要否について決定した場合は、別紙様式 2 により、その内容について当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

（不正行為等における調査の方法等）

第 7 条 最高管理責任者は、要綱第 1 4 条による不正行為等の調査を行うにあたり、調査方針、調査対象及び調査方法等について、当該事案に係る配分機関等に協議しなければならない。

（配分機関等の調査への協力）

第 8 条 最高管理責任者は、第 6 条により報告した事案について、配分機関等から資料の提出又は閲覧、調査の進捗状況報告、中間報告、現地調査等の依頼があった場合は、調査に支障がある等の正当な理由がある場合を除き、それらに協力しなければならない。

（調査結果の報告）

第 9 条 最高管理責任者は、原則として受付の日から 2 1 0 日以内に、要綱第 1 5 条に基づく事実の認定を行い、別紙様式 3 により、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。

2 最高管理責任者は、前項に定める最終報告書を受付の日から 2 1 0 日以内に提出できない場合は、別紙様式 4 により、中間報告書を作成し、受付の日から 2 1 0 日以内に当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。

3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認定した場合は、別紙様式 5 により、速やかに、その内容について当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、事実の認定に対して告発者等又は被告発者から要綱第 1 7 条による異議申立があり、要綱第 1 9 条第 1 項により異議申立のあった事案について、再調査の要否を決定した場合は、別紙様式 6 により、その内容について当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、要綱第 1 9 条第 4 項により、異議申立により実施した再調査の結果、事実の認定の再認定を行った場合は、別紙様式 7 により、その内容について当該事案に係る配分機関等に報告するものとする。

(内部監査の実施)

- 第10条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な執行を確保するため、内部監査員による内部監査を毎年度定期的に実施する。
- 2 内部監査員は2名以上とし、管理部長、農業試験場案件については総合研究推進部長、畜産試験場案件については、畜産試験場副場長、林業試験場案件については、林業試験場副場長とし、さらに必要に応じて最高管理責任者が任命する者をもって充て、管理部長が主宰する。
- 3 内部監査は、書面により会計書類の形式的要件等の具備等について監査を行う通常内部監査と、サンプル抽出調査、調査対象研究者等へのヒアリング、納入された物品等の現物確認等リスクアプローチ監査の手法を用いた特別内部監査に区分する。
- 4 通常内部監査は、前年度に競争的資金等の交付を受けた全ての研究課題を対象に実施する。
- 5 特別内部監査は、通常内部監査の結果を踏まえて、通常内部監査を行った研究課題数の10%以上（最低1課題以上）を行う。
- 6 最高管理責任者は、内部監査を実施するときは、別紙様式8により、あらかじめその期日及び内部監査員の氏名、その他必要な事項を対象研究課題の研究者及び事務担当者に通知する。

(内部監査の実施報告等)

- 第11条 内部監査員は、内部監査が終了したときは、速やかに別紙様式9により内部監査実施報告書を作成し、統括管理責任者を経由し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、内部監査の結果、改善を必要とする事項があると認めるときは、速やかに改善措置を行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、内部監査の結果について検証を行い、必要に応じ不正防止計画の見直しを行うとともに、要綱第6条に定める研修会等で研究職員等に周知を行う。

- 第12条 この規程に定めるものの他、競争的資金等の取扱い等に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年3月24日から施行する。

附則

- この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

誓 約 書

石川県農林総合研究センター所長 様

当社（当法人）は、石川県農林総合研究センターとの取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 当社は、法令、条例、規則等を遵守し、不正取引、不適切な契約などの不正に関与しないこと。
- 2 石川県農林総合研究センターが実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 4 石川県農林総合研究センターの職員等から不正な行為の依頼、過去における不正取引事実が判明した場合には、速やかに、石川県農林総合研究センター不正行為等に関する告発窓口に通報すること。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

印

第 年 月 日 号

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査の要否の決定等について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義についての調査の要否を、下記のとおり決定したので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第6条の規定に基づき通知します。

記

1 告発された不正行為等の概要

〇〇〇〇

2 調査の要否

本事案について、調査を要（する・しない）。

3 調査を要（する・しない）理由

→ 以下、調査を行う場合記載

4 調査を行う委員名

委員長 石川県農林総合研究センター所長 〇〇〇〇

委員 〇〇〇〇

5 調査の予定期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

6 調査方針等の協議

当該事案における調査方針、調査対象及び調査方法等については、別途、貴機関と協議を行います。

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査結果報告について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、調査の結果、下記のとおり事実の認定を行ったので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第9条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 事実の認定

不正行為等が（行われた・行われなかった）と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 〇〇〇〇
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 〇〇〇〇
- (3) 不正使用した相当額 〇〇〇〇 ←不正使用の場合記載
- (4) その他 〇〇〇〇

3 認定の理由

〇〇〇〇

4 本事案における管理・監査体制の状況

〇〇〇〇

5 再発防止計画

〇〇〇〇

→ 以下、不正行為等が行われなかった場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると（認められる・認められない）。

3 認定の理由

〇〇〇〇

第 年 月 日
号

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる調査の中間報告について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」
における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、告発を受付してから
210日以内に調査結果の報告が困難であるため、石川県農林総合研究センタ
ー競争的資金等の取扱規程第9条第2項の規定に基づき中間報告します。

記

- 1 調査結果の報告が困難である理由
〇〇〇〇
- 2 調査結果の報告予定日（当初の調査の予定期間）
年 月 日 （年 月 日）
- 3 告発された不正行為等の概要
〇〇〇〇
- 4 現在までの調査結果の概要
〇〇〇〇

(別紙様式 5)

第 号
年 月 日

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の部分認定について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、現在調査を行っているとありますが、不正行為等について一部認定したので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第9条第3項の規定に基づき報告します。

記

1 一部認定した不正行為等

- (1) 不正行為等の内容 〇〇〇〇
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 〇〇〇〇
- (3) 不正使用した相当額 〇〇〇〇 ←不正使用の場合記載
- (4) その他 〇〇〇〇

2 認定の理由

〇〇〇〇

第 号
年 月 日

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる再調査の要否の決定等について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、年 月 日に事実の認定を行ったところですが、【異議申立者名】氏から異議申立があり、再調査の要否について審査委員会で検討した結果、下記のとおり決定したので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第9条第4項の規定に基づき報告します。

記

1 異議申立の概要

〇〇〇〇

2 再調査の要否

本事案について、再調査を要（する・しない）。

3 調査を要（する・しない）理由

〇〇〇〇

第 年 月 日 号

(配分機関等) 様

石川県農林総合研究センター所長

不正行為等の疑義にかかる事実の再認定について

年 月 日に受付を行った、〇〇年度〇〇〇〇事業 研究課題「〇〇〇〇」における【被告発者名】氏の不正行為等の疑義について、年 月 日に事実の認定を行ったところですが、【異議申立者名】氏から異議申立があり、本事案について不正行為等審査委員会で再調査の結果、下記のとおり事実の再認定を行ったので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第9条第5項の規定に基づき報告します。

記

1 事実の認定

不正行為等が（行われた・行われなかった）と認定する。

→ 以下、不正行為等が行われた場合記載

2 事実の認定を行った内容

- (1) 不正行為等の内容 〇〇〇〇
- (2) 不正行為等に関与した者とその関与の程度 〇〇〇〇
- (3) 不正使用した相当額 〇〇〇〇 ←不正使用の場合記載
- (4) その他 〇〇〇〇

3 再認定の理由

〇〇〇〇

4 本事案における管理・監査体制の状況

〇〇〇〇

5 再発防止計画

〇〇〇〇

→ 以下、不正行為等が行われなかった場合記載

2 悪意の告発についての認定

今回の告発は、悪意に基づく告発であると（認められる・認められない）。

3 再認定の理由

〇〇〇〇

第 年 月 日 号

(内部監査対象の研究者及び事務担当者) 様

農林総合研究センター所長

競争的資金等の使用・管理にかかる内部監査の実施について（通知）

競争的資金等の使用・管理にかかる内部監査を下記のとおり実施するので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第10条第6項に基づき通知します。

記

1 内部監査の種類 (通常内部監査・特別内部監査)

→ 以下 通常内部監査の場合記載

2 内部監査の対象 別紙のとおり

3 内部監査資料の提出日 年 月 日 ()

→ 以下 特別内部監査の場合記載

2 内部監査の対象 ○○年度 ○○○○ 事業
(○○試験場 ○○グループ)

3 内部監査実施日時・場所 年 月 日 () ○○:○○～
○○○○会議室

4 内部監査員氏名 管理部長 ○○○○
○○○○ ○○○○

第 年 月 日 号

農林総合研究センター所長 様

内部監査員 管理部長 ○○○○ 印

内部監査員 ○○○○ ○○○○ 印

競争的資金等の使用・管理にかかる内部監査実施報告書

競争的資金等の使用・管理にかかる内部監査を下記のとおり実施したので、石川県農林総合研究センター競争的資金等の取扱規程第11条第1項に基づき報告します。

記

1 内部監査の実施日 年 月 日 ()

2 内部監査の対象及び結果 別紙のとおり

3 内部監査員氏名 管理部長 ○○○○
総合研究推進部長 ○○○○
○○○○ ○○○○